

監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課（債権回収室）、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成20年12月26日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸夫
同	高野新一

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成20年11月11日（火）

2 監査の対象

議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課（債権回収室）、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、市議会政務調査費に関しては、市民の理解と信頼を得られるよう、常に厳正な執行に努めるとともに調査研究の成果を市政に十分反映されたい。

また、契約管理課所管財産貸付については、本市の他料金体系を勘案し見直しを図られたい。さらに、税務課における超過勤務時間については、各係で大幅な格差があり業務の改善が望まれる。

5 各課等の予算執行状況は別表1～8のとおりである。（別表省略）